

大磯町空き家等対策事業における連携及び協力に関する協定書

大磯町（以下「甲」という。）と神奈川県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、空き家等に関する対策を推進するため、この協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、空き家等予防対策、空き家等の利活用の促進に資するため土地家屋調査士の専門的知見を活用し、空き家等対策等を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの（近い将来に同様の状態になることが見込まれるものを含む。）及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家等に関し所有権その他の権利の行使により当該空き家等の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。

（連携事業）

第3条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、甲及び乙の一方又は双方から要請を受けたときは、速やかに相互に連携し、協力し、及び情報共有し、次に掲げる事業を行う。

- (1) 筆界の特定、表題登記、滅失登記のほか土地家屋調査士が業として行う業務のうち、空き家等対策の推進に関する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、空き家等に関する対策を進めるための事業

（甲が行う業務）

第4条 甲は、前条に規定する事業の実施に当たり、空き家等の所有者等又は空き家等の活用希望者から、筆界の特定、表題登記、滅失登記のほか土地家屋調査士が業として行う業務に関する相談を受けたときは、乙が選任した土地家屋調査士へ取り次ぎを行うものとする。

2 甲は、前項の規定により依頼した業務の状況について、必要に応じて乙に確認を行うことができる。

（乙が行う業務）

第5条 乙は、第3条に規定する事業の実施に当たり、その構成員から各種相談に応じる土地家屋調査士の選任を行うものとする。

2 乙は、第3条に規定する業務の状況について、定期的に甲に報告するものとする。

（苦情又は紛争の処理）

第6条 この協定に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。ただし、筆界の特定、表題登記、滅失登記のほか土地家屋調査士が業として行う業務に関し、有料での相談業務に係る事項については、乙の責任におい

て処理するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 乙は、この協定による業務を処理するため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、大磯町個人情報保護条例（平成12年大磯町条例第11号）その他の法令等を遵守するとともに、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (2) 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう、最大限努めなければならない。
- (3) 乙は、この協定による業務を処理するため、甲から引き渡された情報を本協定の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 この協定は、協定期間の満了前に、甲乙のいずれからも廃止の申入れがない限り継続するものとする。

(補則)

第9条 この協定に関する疑義又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和2年 3月26日

甲 神奈川県中郡大磯町東小磯183番地

大磯町長 中崎 久雄



乙 神奈川県横浜市西区楠町18番地

神奈川県土地家屋調査士会

会長 大竹 正晃

